

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01274

研究課題名(和文) アメリカ型政教分離体制の近代的成立に関する歴史的研究：1780-1833

研究課題名(英文) Historical Making of American "Separation of Church and State" Regime: 1780-1833

研究代表者

佐々木 弘通 (Sasaki, Hiromichi)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：70257161

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀初めの成立時点のアメリカ型政教分離体制を全体的に把握するためには、連邦憲法のみならず各州憲法を検討対象とすることが不可欠である。そこで本研究は、北部の最有力州マサチューセッツが、独立宣言後に制定した1780年憲法で従来の公定教会制を基本的に維持する規定を設けてから、1833年憲法修正でそれを廃止して政教分離体制を実現するまでの経過を、歴史的に研究する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近代と現代の対比という日本の憲法学固有の問題意識から、歴史の実証的にアメリカ近代の政教分離のありようを研究するのは、本研究独自のアプローチである。そして連邦レベルでなく州レベルに着目し、マサチューセッツにおいてアメリカ独立後から19世紀前半の時期にどのようにして政教分離体制が成立したかを歴史的に検討し叙述する研究は、日本のこれまでの比較憲法学・アメリカ史学になかったものである。

研究成果の概要(英文)：In order to grasp the whole state of American "separation of church and state" regime when it was first formed in 19th century, it is necessary to bring into view not only the federal constitution but also state constitutions. So this research sets its task to clarifying the historical making of "separation of church and state" regime in Massachusetts, starting from its new establishment of Congregationalism by 1780 Constitution and ending at the 1833 constitutional amendment.

研究分野：憲法

キーワード：アメリカ憲法史 公定教会制 政教分離原則 宗教的自由 マサチューセッツ憲法 憲法訴訟 立憲主義 憲法改正

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

1946年制定の日本国憲法は、20条・89条前段で、政教分離原則を採用している。ただ、現代の立憲主義諸国の憲法においては、例外なく個人の信教の自由を保障しながらも、国家と教会(=宗教団体)の関係(以下「政教関係」という。)の規律のありようは一様でなく、国教制を否定し諸宗教団体を私的団体として遇する政教分離型(アメリカ、フランス等)のほかにも、国が一つの宗教を公定する国教型(イギリス等)諸宗教団体に公法人の地位を認めて一定の特権を付与する公認宗教型(ドイツ等)などの類型が認められる。そして同じく政教分離型の国でも、その中身は各国の歴史と文化により異なることが知られている。

周知のように、日本国憲法が政教分離原則を採用したこと(さらにはこの憲法の内容全般)には、アメリカの強い影響があった。そこで日本の憲法学説は、政教分離原則の規範内容を探究するために、合衆国憲法修正1条の政教分離条項に関する判例法理に、大きな関心を寄せてきた。ここに、日本の憲法解釈において準拠国としてきたアメリカ型の政教分離体制とは、どのような内容のもので、そこにどんな固有の特徴があるのか、という問いが現れる。

ところでまた、日本の比較憲法学においては、次のような理解が広く共有されている。それは、18世紀に創出され19世紀に確立した近代立憲主義は、20世紀に入り第二次大戦後になると現代的変容を生じて、現在に至っている、という理解である。

合衆国憲法修正1条の政教分離条項は、合衆国憲法が1788年に制定された直後の1791年に成立した、最初の修正10箇条(いわゆる権利章典)に含まれている。同条項は、その制定時には、連邦のみに適用され州には適用されないものだった。その後、1947年の連邦最高裁判決は、同条項が、南北戦争終了後の1868年に成立した修正14条を介して、州にも適用されると判断した。それ以降、同条項に関する多数の連邦最高裁判例が出されるようになった。つまり、1791年に近代的に成立した合衆国憲法の政教分離条項は、1947年判決以降、現代的に展開していったのである。そして、日本の憲法学説がこれまで盛んに研究してきたのは、この現代的展開にあたる判例法理だった。そこで、その現代的展開に先立ち、そもそも近代的に成立した時のアメリカ型の政教分離体制とは、どのような内容のものだったのか、という問いが新たに現れる。

この問いに答えるために、合衆国憲法の制定史を検討すると、次のことが判明する。すなわち、1788年制定の合衆国憲法は、連邦と州の権限分配として、宗教の問題に関与する権限を各州に配分し、連邦は、同権限を持たず、ゆえに各州における政教関係に介入する権限を持たないものとした。そしてその政教分離条項(1791年制定)は、そういう連邦と州の権限分担構想を前提としつつ、連邦に到底できるはずのない、連邦大の宗教公定制の構築を、改めて「できない」と確認した規定であったのである。そうすると、アメリカ型政教分離体制の近代的成立の内容を全体的に把握するには、合衆国憲法の制定史の検討だけでは足りず、むしろ各州の憲法における政教分離体制が、近代期にどのような経緯でどのような内容として成立したかを検討することこそが、重要になる。各州憲法の政教分離体制の成立経緯と内容を一つ一つ把握するという手順を踏んで初めて、それら諸州と、宗教に関与する権限を全くもたない連邦とを総合した、近代における全体としてのアメリカ型政教分離体制の姿が、明らかになるのである。

2. 研究の目的

アメリカ型政教分離体制の近代的成立の内容を全体的に把握するには、各州における政教分離体制の近代的成立の内容を一つずつ解明することが課題となる。本研究の目的は、その課題を遂行するための第一歩として、マサチューセッツ州を対象に、同州が1780年憲法で公定教会制を定めてから、1833年の憲法修正により同公定制を廃止し政教分離体制を成立させるまでを、歴史的に研究することである。

1791年の時点で合衆国を構成していた14州を、公定教会制(=課税により教会を支持する法制度)の存否という標識により概観すると、3つのグループに分かれる。第1に、主に中部の4州では、革命以前から公定教会制が存在しなかった。第2に、主に南部の6州では、革命以前にイギリス本国と同じアングリカン(英国教会)の公定教会制が存在した。同公定教会制は、うち2州では革命期の憲法で廃止され、残り4州でも革命期以降に本格的に再実施されないまま法律あるいは憲法で廃止された。第3に、北部4州では、革命以前に会衆派の公定教会制が存在し、革命期以後も同公定教会制が現実に存続した。

なぜ第1歩をマサチューセッツ州から始めるのか。それは以下の理由からである。第1に、建国期アメリカ13州で、同州がヴァージニアと並んで最古参かつ最有力の州だったからである。第2に、同州の政教関係の歴史が、宗教的自由について考察するのにきわめて興味深いからである。同州の公定宗教たる会衆派は、1630年、イギリス本国の少数派だったピューリタンの一派がそこでの宗教的抑圧を逃れて、自らの宗教的自由を実現すべく新天地に移住してその公定制を築いたという歴史を持つ(宗教的自由を実現するための公定制)。そのことが、イギリス本国の公定教会をそのまま継承した上記第2グループ諸州と違って、革命時を跨いで、同州がアメリカでもっとも遅くまで公定教会制を維持したことの一因だった。その公定制が1833年には、宗教的自由を実現するために、今度は廃止されたのである。この歴史は、宗教国家アメリカの「アメリカらしさ」の重要な側面を体現していると考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、マサチューセッツにおいて 1833 年憲法修正によって政教分離体制が成立するまでの経過を 1780 年憲法制定の前史から始めて歴史的に跡付けるものである。その際に、一方で、個別の諸事件の観察としては、特に以下の法制的な諸点に注目した。憲法の制定・修正における立法者意思の探究。諸法律の制定における立法者意思の探究。と のそれぞれの立法過程に参与した諸主体がどのような主張を行い、それらのどのような対抗と妥協の結果として成案に至ったかの把握。諸判決の憲法論と法律論との正確な把握と、各訴訟における両当事者それぞれの主張の把握。他方で、対象期間全体の観察としては、広く 1780 年～1833 年の歴史的な文脈において、どのような環境と諸要因の下で、どのような内容の政教分離体制が(近代的に)成立したのかを探究した。特に、歴史的推移に参与した諸々の主体が、それぞれどのような宗教的自由・公定教会制を欲し、それらのどのような対抗の結果として、いかなる内容の政教分離体制が最終的に成立したかの理解を目指した。憲法の名宛人たる国家の世俗的観点だけでなく、様々な諸反対教派とさらに体制教会そのものそれぞれの宗教的観点から、いかなる内容の宗教的自由がどのような政教関係を求めたのかを、一つひとつ別個に把握して総合的な理解を得ることを目標とした。

具体的には、研究期間の前半には、主に第二次文献を読み込み、現在の歴史学の理解水準を得るとともに、憲法的観点から問題の所在を探った。また既に史資料として入手済みの基本的な憲法典・憲法修正条項と諸法律の文面や諸判決などの読解・分析を行った。その上で研究期間の後半に、原史料の収集・分析を進め、その分析結果と、研究期間の前半に得た理解とを批判的に対峙させながら、本研究を進めようとした。

4. 研究成果

本研究の対象期間中、マサチューセッツの政教関係は、概略以下のような経過を辿った。1780 年憲法には、基本的には植民地時代の公定教会制(その担い手は会衆派教会だった。)を維持する趣旨の規定が設けられた。すなわち、タウン・教区等の地域的行政区画ごとに 1 つの公定教会が存在し、その教会の聖職者(=公定牧師)を経済的に支える費用(=聖職者支持費)を当該地域の住民全体に対する課税により調達する一方で、少数教派の住民からの徴税分は当該教派の聖職者の経済的支持に充てる仕組みである。だが同規定は制度の骨子を述べたにすぎず、もともと立法による具体化を予定していた。ところが具体化法律が立法される前から、公定教会制下での少数教派の扱いをめぐる、聖職者支持費の課税をめぐる民事訴訟や、聖職者の地位をめぐる刑事訴訟が、多数争われ、判例法は混乱した様相を呈した。前者に関する 1786 年判決は、少数教派は法人格を得なくても課税による聖職者支持費の割当てを受けると判示した。一方、後者に関する 1787 年判決は、会衆派の教義に基づく手続に従って叙任された者でない限り聖職者とは認められないため被告人の聖職者は違法な婚姻を執行した廉で有罪だと判示した。1786 年判決で課税による聖職者支持費を受け取ってよいとされたその聖職者が、87 年判決で有罪とされたのである。その後、憲法の前記規定の具体化法律としてようやく、1786 年法、次いで 1800 年法が制定されたが、不明確な部分を多く含み、また規定上の不備も抱えていたため、具体化法律の下でも混乱した判例法の状況が続いた。それに終止符を打った 1810 年判決は、法人格を持たない少数教派は課税による聖職者支持費の割当てを受ける資格なしと判示して(1786 年判決の判示内容の実質的否定)体制派=会衆派優位の 1800 年法解釈を確立した。そこで反対教派は裁判的救済に見切りを付けて立法部への働きかけを強め、1787 年判決と 1810 年判決の判示内容を覆して反対教派の宗教的自由を広く認める内容の画期的な 1811 年法の制定を勝ち取った。そしてその 5 年ほど後の 1817 年判決が、同法の裁判的実現を確立した。ところで、かねてより公定教会たる会衆派の内部では、伝統派の立脚する三位一体説を否定するユニテリアン派が有力化していた。そうした状況下、公定教会の反対を押し切ってユニテリアン派の聖職者を公定牧師に選出したタウンを相手取って、教会財産の権原が自らにあると主張した元々の公定教会=伝統派教会の訴えを、1820 年判決は斥けた。その後、同趣旨の判例が続いた。ここに、公定教会制は、その本来の担い手たる伝統的会衆派にとって、むしろ抑圧的な制度となった。一方、少数教派の各派は、1811 年法が再び反動的に改正される危険を否定できないと警戒していた。そういう情勢下、1820 年に憲法会議が提案した憲法修正は、州民により否決されたが、1833 年に州議会が提案した憲法修正は、州民により承認されて、公定教会制は廃止された。

概略以上のような歴史経過を本研究期間の第 1 年目・第 2 年目に第二次文献で跡付けることができたものの、第 2 年目からの新型コロナウイルス・パンデミックのため海外調査による原史料の収集が全くできなかったこと、第 3 年目・第 4 年目は法科大学院長職に任ぜられ研究時間の確保がたいへん困難になってしまったことが主な要因となって、残念ながら本研究課題に正面から取り組む論文を公表することができなかった。課題に対する取り組みを今後も継続していざれ公表に漕ぎ着けたい。本研究期間中に公表できたのは、本研究で獲得した視座を生かして取り組んだ、日本国憲法の政教分離と精神的自由の研究(雑誌論文[2019][2021]学会発表[2019])や、日本国憲法の司法権の研究(雑誌論文[2019][2020])、憲法学という学問に関する研究(雑誌論文[2020])、などであった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐々木弘通	4. 巻 8
2. 論文標題 書評：渡辺康行『「内心の自由」の法理』（岩波書店、2019年）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 183-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木弘通	4. 巻 1150
2. 論文標題 グローバリゼーションと向き合う日本の憲法学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木弘通	4. 巻 1
2. 論文標題 「1票の較差」訴訟としての「公選法204条の憲法訴訟」・考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『辻村みよ子先生古稀記念論集 憲法の普遍性と歴史性』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 691-714
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木弘通	4. 巻 245
2. 論文標題 即位の礼・大嘗祭と政教分離原則（最一小判平成14・7・11）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト245号・憲法判例百選 第7版	6. 最初と最後の頁 100-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木弘通	4. 巻 83
2. 論文標題 「1票の較差」訴訟でない「公選法204条の憲法訴訟」・考(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 322-345
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木弘通・馬場里美	4. 巻 34
2. 論文標題 秋季研究総会シンポジウムのまとめ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 122-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐々木弘通
2. 発表標題 憲法・天皇制・皇室祭祀
3. 学会等名 憲法理論研究会ミニ・シンポジウム「天皇の代替わりと憲法」(招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

http://db.tohoku.ac.jp/whois/detail/5cad9cfd39f33a79fde3072c70324f4d.html

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------